

令和2年8月

お客さま各位

荘内証券株式会社

取締役社長 齊藤 透

## 不祥事件の発生についてのお詫び

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年8月17日、弊社元社員が逮捕されるという不祥事件が発生いたしました。

弊社では、過去の反省を踏まえ、一層の法令等遵守の徹底を経営の最重要課題と位置付けて取り組んでまいりましたが、信用第一とする金融機関でありながら、再びこのような事態を招いたことは、誠に遺憾であり、役職員一同深く反省いたしております。

また、不祥事件に巻き込まれた方々をはじめ、日頃から弊社を信頼し、お取引をいただいております皆さま、株主の皆さま、地域の皆さまに心からお詫び申し上げます。

この度の事件の概要は、知人等に対しまして架空の投資話をもちかけて現金を詐取するという悪質な手口でありました。

なお、詳細につきましては捜査の途中ということもあり、ご説明できない事をご了承くださいますようお願い申し上げます。

今後は、かかる不祥事件を発生させた事実を厳粛に受け止め、法令等遵守意識の更なる徹底、内部管理態勢の一層の充実・強化を図り、責任の所在を明確にし、信頼回復と不祥事件の再発防止に向け、全役職員を挙げて取り組んでまいります。

何卒、変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

# お客さまへのお願い

令和2年8月

荘内証券株式会社

下記の事項につきましてご注意をお願いいたします。  
何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

## 記

- ① 各営業店舗では、店頭・窓口以外での現金の授受は、口座管理料の受領を除いて、行っておりません。
- ② 店頭・窓口での現金授受に関しましても、お客さまと一対一での対応は、口座管理料の受領を除いて、行っておりません。  
(二人体制にて対応をしております)
- ③ 店頭・窓口以外での現金の授受は、金融機関の振込を実施していますが、(口座管理料のお支払は現金でも振込でも可能です) その際、当社社員が代行して振込を行う行為は禁止しております。
- ④ 当社が発行する、受領書・計算書(売買取引の明細)等の事務書面については、手書きでの書面作成は一切行っておりません。(お取引店舗以外での現金の授受、当社株券に関する事務処理につきましては、一部、手書きでの受領書を作成交付しておりました。今後は、手書きでの書面作成は一切行わないことといたします。)
- ⑤ 3ヶ月に一回、または年に一回、お送りしている取引残高報告書につきましては、内容を必ずご確認ください。なお、ご不明な点がございましたら取引残高報告書に記載されています当社検査室までご連絡をお願いいたします。

(検査室：電話0234 (23) 6117)

以上